

〔 翻 訳 〕

アルフレッド・マーシャル「国際貿易の 財政政策に関する覚え書（1903年）」（中）

服部正治・藤原 新 訳

目 次

第1部——輸入関税の直接的影響

- | | |
|--|--------|
| (A) 価格変動の研究ではこの問題は部分的にしか解けない。 | 1-5節 |
| (B) 輸入関税は誰の負担になるのかという問題の一部に対する理論的な解明。 | 6-9節 |
| (C) いくつかの代表的なケースについての一般的考察。 | 10-17節 |
| (D) 高関税が貨幣の購買力と賃金に及ぼす影響に関する近年のドイツ史からの例証。 | 18-20節 |
| (E) 1820年以降のイギリスの小麦価格。 | 21-29節 |
- (以上第47巻第2号)

第2部——過去60年間の経済上の変化との関連からみたイギリスの財政政策

- | | |
|--|--------|
| (F) イギリスの財政政策は諸産業が相対的に成熟していることを前提にしている。 | 30-35節 |
| (G) 60年前のイギリスの財政政策の基礎。 | 36-43節 |
| (H) 現状への移行。 | 44-45節 |
| (I) 政府の権限の拡張とその能率の向上。 | 46-50節 |
| (J) 合衆国、ドイツ、その他の国々の進歩。 | 51-54節 |
| (K) 外国関税の圧力はその数とともに強められ、しかもそれ以上の率で強められる。新世界が課す高関税は最終的には旧世界にとってきわめて重い負担となりうる。 | 55-58節 |
- (以上本号)
- | | |
|--|--------|
| (L) イギリスの産業の主導権に不利な影響を与える変化。 | 59-70節 |
| (M) アメリカとちがって、イギリスにとっては主導権を保つために自由貿易が不可欠である。 | 71-74節 |
| (N) トラストとカルテル。 | 75-79節 |
| (O) イギリスと植民地との間のいっそう緊密な関係の可能性。 | 80-82節 |

第2部——過去60年間の経済上の変化との関連からみたイギリスの財政政策

(F) イギリスの財政政策は諸産業が相対的に成熟していることを前提にしている。

30. 私が意見を求められている第二の問題は、「以前に自由貿易をわが国にとって最善の政策とした状況は、どの程度、またどの方向に変化したのか」ということである。

31. 60年前に現在のわが国の財政政策を基礎づけた諸原理は、究極的なものではなくて、派生的に導かれたものにすぎなかったように私には思われる。それら諸原理は、幾何学や力学における真理のように普遍的な性格をもつ特定の真理を、一時的な特定の状況に適用して得られたものであった。もしこれらの諸原理をドグマに祭り上げてしまうならば、それは、橋を架ける際に利用できる素材が松材しかないときにつくられたいろいろなルールを、当時の建造者が夢にも思わなかった目的と状況の下で、しかも鉄鋼や花崗岩を素材として利用できる時代に橋を架ける際にも、相変わらず支配する神聖なドグマであるとみなすのとまったく同じ誤りを犯すことになる。土木工学の技法には、多方面に広がる多様な考慮すべき項目間のバランスを系統的に研究し判断する必要が含まれる。しかも、だれもが、自分をもっとも精通している問題についてさえ、なにが正しいバランスなのかを確信できない。われわれこそが現在の財政システムを作りだした偉大な人々の後継者だと胸を張って言うためには、バランスについて彼らが下した判断を無批判に適用するのではなく、彼らとその時代の事実に基づいて判断を下したように、われわれ自身の時代のさまざまな事実に基づいてわれわれ自身の判断を下さなければならないのである。

32. [訳注1] 今日から振り返ってみれば、現在の財政システムを作りだした人々が——イギリスのではないが——彼らの時代の、一つの主要な問題のバランスについて重大な判断の誤りを犯したことは、容易にみとれる。彼らは後進諸国、特に新興国が必要としているものと潜在的に持っている力との双方について判断を誤った。彼らは、ある先進的な産業に必要な潜在的資源と能力をもつ国ならどこでも、容易にまた確実に、その産業を他国から自国に引き寄せられると想定した。それは、同じような状況の下でイングランドの一つの州が他の州からそうするのと同じことなのであった。だがこれは現在でも事実ではないし、まして当時においてはなおさらそうであった。

33. 近くに炭坑があるなどといった原因のために、自然にたいする人間の支配が急速に強まりつつあるような産業が主としてイングランド中西部に集中しているとしても、この新たな力から生まれる利益は大いに全土に広がる。発展しつつある産業に適性をもつ人は、デヴォンシャ

[訳注1] 以下33節の最後までが、『産業と商業』pp. 761-762; 永沢越郎訳第1分冊350-351ページに、少し文章を変えて使われている。

やサセックス生まれであっても、通常、人間としての大切な絆を断ち切らずにそうした産業に移りうる。だが新興国の場合には、大部分が農村であり、興奮を掻き立てる都会生活の刺激と文化を欠き、また大規模工業の経済と接触する機会をもたないから、遠く離れたところに産業や思潮の繁華な中心地があることがわかっても、ほとんど慰めにもならないのである。

34. 新興国では、また古い国の場合であっても、製造業の創設者たちは60年前には現在よりもはるかに大きな困難を経験した。当時は、評判の良い熟達した職人を故郷から引き離すのは今よりずっと難しかった。経験に頼ることがもっと多かつたし、労働者の知性の閃きや雇い主の科学技術上の努力でできることはもっと少なかつた。現在では、改良をすすめる人は機械の使用者ではなくてその製造者である場合が多い。彼らはずっと、こうした機械が主に生産される場所でみられる平均的な設備以上のすぐれた設備で、新しい仕事を行なうことを喜びとする。しかも機械が生産される場所では、工場の一部はできてからとにかく二、三年しかたっていない[ほど新しい]のである。だが前世紀のはじめには、その産業の部外者には最良の設備を入手するのは難しかった。高価な機械を輸入しても、その機械に不慣れな職人がどこか一部を壊した場合、それを買った場所以外ではちゃんとした修理がいつもできるとはかぎらなかつたのである。というのは、一通りの交換部品が揃っていることなどなかつたし、またイギリスやおそらくはベルギー、フランスをのぞけば、今日ならほとんどどんな新興国の普通の町にも見られる修理屋にあたるものもなかつたからである。そして、これらのどうしようもない困難に加えて、イギリスの大資本がしばしば損を覚悟で安売りをしたために、これら新興国の製造業の創設者たちは苦しめられたのである。

35. ドイツおよびアメリカの現代の保護政策の偉大な創始者であるリスト(List)とケアリー(Carey)は、二つの基本的な命題を主張した。一つは、自由貿易はイギリスが到達した産業の発展段階に相応しいというものであり、もう一つは、国家の介入は後発国の初期産業のために必要だということである。イギリスの自由貿易論者たちがこの第二の命題の力を正しく認識していたならば、イギリスにとっては保護はほとんど弊害以外のなにものでもないという彼らの強い主張は、おそらく文明世界全体に受け入れられたのではないかと思われる。ところが実際には、イギリスの自由貿易論者たちが、この第二の命題を正しく認識しなかつたという大きな過ちのために、他の国々のもっとも先見の明があり公共心に富んだ政治家や経済学者の多くを、総じて自分たちとは敵対する立場に追いやってしまった。経済学における真理は幾何学における真理と同じように確実なものであるということを、過去に有能な人々が直接間接に否定した原因はこれであつたし、今もそうなのである。なぜなら、このような大きな過ちによって示されたように、イギリスの主張は誤った理解を与えるものであつたし有害でもあつたと判明しているからである。

(G) 60年前のイギリスの財政政策の基礎。

36. [訳注2] イギリスの経済学者たちが断固たる自由貿易への道を準備しつつあったまさにその時期には、イギリスがなんらかの部分的独占をもっているような財がイギリスの輸出のなかで非常に大きな部分を占めていたので、当時は輸入関税のかなりの部分を外国人に負担させる見込みがあった——現在ではそのような見込みはないが——ことに注目してきた。さらに注目すべきは、イギリスの経済学者たちはすべての輸入関税を非難したわけではなくて、原材料への関税のように不都合な仕方で課せられた関税、貧者に重くかかるような不公正な関税、さらには、差別的関税だけを非難したということである。差別的関税という言葉が意味するのは、もちろん、特定の場所や特定の方法で生産された商品や、特定の航路や特定の船舶で輸入される商品だけに課したり、あるいは特に重く課したりする税のことである。この場合、多少とも同じ必要を満たしうるそれ以外の商品は差別して扱われ、税の全部あるいは一部が免除される。

37. イギリスの経済学者たちは差別的関税に反対したが、それは、差別的関税が課せられれば消費者や貿易業者は、課税商品に完全に代替できなくても税が課されていない他の商品でその代用をしたり、あるいはより費用のかかる他の供給源からその商品の一部を入手したりすることによって税を回避しようとする、という理由のためであった。こうした代替の方法のいずれかがとられるかぎり、消費者は損害を被り [訳注3]、しかも国庫は少しも得るものがない。つまり、消費者が失ったものと同額を——ただし徴税費用などだけは除いて——国庫が得るのは、税の回避がなされない場合に限られていたのである。経済学者たちは、茶、コーヒー、タバコ等といったいくつかの例外的な場合には（密輸が行なわれなければ）税の回避はほとんどなく [訳注4]、したがって [歳入が消費者の損失にはるかに及ばないという] 無駄もほとんどないのに気がついてはいた。だが彼らは、何らかの一般論やア・プリオリな推論によってではなく事実の詳細な検討に基づいて、イギリスの気候に適しているような、もしくは、より劣ったものではあっても代替財が入手できるような商品の場合はいつでも、差別的関税のために税の回避が大々的に行なわれ、そのため実際には、税のうち外国人に負担させうるわずかな部分の幾倍にもものぼる無駄が生じることに気づいていた。そのため彼らは、課税上の節約原則に

[訳注2] 以下38節の途中までが、『貨幣信用貿易』pp. 213-215；永沢越郎訳第1分冊288-290ページに、ほとんどそのまま使われている。

[訳注3] こうした代替の方法がとられるかぎり消費者が損害を被る理由は、完全に代替できない商品を以前と同じ価格で買ったり、同じ商品を以前よりも高い価格で買わなければならないからであると思われる。

[訳注4] この例外的な場合に税の回避がなされないのは、代替品はまず存在せず、しかも供給源は限られているからであると思われる。

反するようなあらゆる差別的関税の廃止を提唱したのである。

38. 現在のイギリスの財政政策は、国内で生産できる財を輸入してもそれは全体として労働を排除するのではなくて雇用の方向を変化させるにすぎないという、偉大な真理を主要な基礎としている。もちろん雇用の方向の急激な変化はどんなものでもある程度有害であるが、もしある国の経営者たちが、自分の判断にしたがうことを許されたときに、特定の財を国内で生産する方が外国が需要する他の国産財と交換にそれを輸入するよりも高くつくだろうと決めたとすれば、彼らの判断は一応は正しいという強い可能性は存在する。しかし不幸にして、輸入財と競争関係にある産業界の人々が公衆や政府に働きかけて、輸入品にたいして保護関税を課すべきだと説得しようとする際には、彼らの私的利益の方が競合する公共の利益よりも戦略上強い立場にある。というのは、課税によって追加的雇用が生じる場所がどこかを特定できるからである。課税によって利潤と賃金が上昇するような特定の雇用主と労働者を見だし、そして、輸入関税を成立させるためにそうした雇用主に「運動資金」を拠出させ、さらに労使双方に彼らが有するあらゆる政治的影響力を直接間接に行使して自らに有利になるように立法府に圧力を加えさせるのは、容易なのである。巧みな戦略にしたがえば、どんな特定産業の利益のためであっても、その特定産業に直接に利害をもつ人々からではなくて、彼らに「馴れ合い的」理解を示す人々からできるだけ多くの議論と訴えがくるようにすべきである。現在もそうだが以前においても、節操のない政治家は選挙区を次々に移り、それぞれの選挙区のかなりの部分に対して目に見える助成となる保護関税をちらつかせて、保護政策を熱心に求める声を作り出し、こうして全体利益に依拠する議論を排除することもできると、豪語するであろう。

〔訳注5〕階級的利益や政治的権力よりも国民大衆の福利を求める人々は、自分たちが難しい立場にあるのに気づいた。というのは、彼らはこうした税は全体としてみると雇用を減らし実質賃金を低下させるに違いないことを知っており、そしてこの税によって利益を得る産業は他産業のもっと大きな総損失という犠牲の上にたっていることを知っていたけれども、どの産業がもっとも被害を被るのかをいつも特定できるとはかぎらなかったからである。また他方、圧倒的に多数の労働者たちはこうした税によって何の利益も得なかったが、彼らは通常は組織をもたず、反対の声を上げもしなかった。こうして、この税がもたらす利益は自分たちの訴えを容易に実現できる人々には容易に理解でき説明できたので、選挙のときには、また高潔な意図を持った政治家の勧告においてさえ、それは害より大きいと思われがちだったのである。つまり、この税のもたらす弊害は全体としてみれば〔利益より〕大きかったが、一目見てわかるほど大きくはなかったものであり、声高に〔保護を〕主張する階級に直接訴えかけるものではなかったのである。

39. 当時課された保護関税の多くがまずいものばかりを選んだものであったのは、自由貿易

〔訳注5〕 以下42節の途中までが、『貨幣信用貿易』pp. 215-217；訳第1分冊290-293ページに、ほとんどそのまま使われている。

の実現にとっては好運だった。これらの関税は原材料に課され、そのためにはっきりと目に見える形で雇用を制限した。また、これらの関税のうちの一つ——それは人々の食糧に課せられた——のもたらした弊害は実にはっきりしていた。しかしこうして思いがけなく得点を稼いだために、保護関税は総雇用、総賃金、総利潤を増加させずにかえって減少させることを経済学者たちが証明するさいに論拠とした一般的な議論がそれほど注意をひかなくなってしまった。したがって、この一般的な議論を強調しておくのは重要である。

40. この議論の出発点にあるのは、物をつくる際の雇用はその物を得たいという単なる欲望からもたらされるのではなくて、この欲望がその物をつくるための設備や働く人々を維持する手段と結合することによってもたらされる、という事実である。以前の経済学者が、機械、原材料、食糧などの資本ストックに過度の力点をおいた下手な説明の仕方をしたのに対し、最近の経済学者は食糧、原材料、機械、工業製品等の新規の供給や個人サービスなど、国民所得や国民分配を構成するネットのインフローにより大きな力点をおいている。こうした力点の変更はいくつかの面で非常に重要ではあるが、ここで取り上げている特定の点に関してはそうではない。したがって、経済学説の基礎は、すべての賃金と利潤（そして地代）の源泉は国民生産の総体的効率であるという点で、当時も現在と同じであった。そして、当期の輸出品と引きかえに外国人から獲得したものや、以前に売り掛けた輸出品にたいする利子として得られたものは当期の輸出品と同等に扱われた。

当時、経済学者たちは次のように論じた。

第一に、この生産の総効率を上昇させるものはすべて、その国のさまざまな階級に雇用と所得（賃金、利潤、地代）を提供する（過去および当期に生産された）財の総供給量を増加させる。

第二に、自国で生産できる財が外国から自由に輸入されるとすれば、それが意味するのは、自国でこの財をつくるという直接的な方法よりも、自国では別のものをつくってそれでその財を外国から購入する方が、一般には安い費用でこの財を入手できるということである。

（生産費がほとんど考慮されずに財が販売されるという例外的なケースもありうる。またこれとは別に、国内産業が一時的に混乱し、その救済のためにいくらかの犠牲を被ることが社会にとって合理的であるようなケースもありうる。しかしこうしたケースは例外的であり規模としては小さいものであるから、ここでの全般的な問題にはほとんど関係がない。）

第三に、それゆえ、消費者が外国から購入しようとするものの輸入を妨げるような税は雇用を拡大しないし、賃金を上昇させもしない。それは「生産者」の利益にはならない。それが一部の生産者（もし、生産者のなかに地主やその他の生産に要する天然資源の所有者を含めるとすれば）の利益となるのは確かである。しかし、その税の恩恵を受ける集団の利益を上回るほどの損害が他の生産者に与えられるのもまた確かである。なぜなら、こうした税は雇用の基礎として利用できる、またその国のさまざまな階級間の分配分として利用できる望ましい財の総

フローを減少させるからである。

もちろんこの根本的な真理は、分別のある農夫が種籾を地面にまくのと同様、おそらく強力な他国との競争にさらされている未成熟な産業を発展させるためには、国民が現在の所得のいくばくかを進んで犠牲にすべきであるという勧告と矛盾しない。しかしイギリスの産業は相対的に成熟していたために、この勧告はイギリスにはまったくあてはまらなかった。

41. われわれの現在のシステムの創始者たちは、自由貿易はすべての国で採用されればすべての国の利益になるけれども、イギリスの港を進んで開放するのは、外国人がこうした寛容さに応えないかぎり、また応えるようになるまでは誤りであるという反対論とたたかわなければならなかった。この反対論にたいしては二つの回答がなされた。

第一は、イギリスの政策がどんなに成功したかを見れば、外国人もきつとすぐにそれを採用するだろうというものである。その後数年間の出来事は、こうした希望にいくらかの支持を与えはした。しかし、この第一の回答は事態の読み違いに基づくものであった。それは、未熟な産業にたいする保護は非常に大きな国民的利益であるという事実、またこの利益は非常に大きな費用と引きかえに得られるものではあるけれども、未熟な産業をもつ国民にとってはイギリスのシステムをそっくりそのまま採用すれば愚かなことになるという事実を無視していた。

彼らの第二の回答は、それだけで十分であり非の打ち所のない完全なものであった。それは、他国がイギリスの財に課税したとしても、もしイギリスが外国財を、自国でそれに類似した財を生産する場合よりも少ない費用で自国財と交換に入手できるなら、そうすることがイギリスの利益になるというものであった。もちろんここにもまた例外的なケースがある。[イギリスも] 関税をかけて、イギリスの財を消費する外国人にその一部を負担させることで報復もできたのである。しかしすでに述べたように、そのような小さな利益を求める試みはしないと決められていた。

42. 実際問題としてより重要な提案は、いかなる国であろうと、その国の財にたいする税の免除はその国でイギリスの財に課された税の軽減を条件に行なうべきであるというものであった。このような方針が採用されたケースもあった。しかしそれは、度量が広く大胆な礼譲とも、またイギリスが産業と同様にそうした礼譲においてももつ主導権とも調和しなかった。こうした礼譲や主導権は、イギリスの港を可能な限り広くまた急速に開放した、やや楽観的にすぎるとしても偉大で高潔な人々の誇りとするところなのであった。

43. こうした人々の[輸入関税で対抗しないという]決定は科学的な証明という強みを欠いていた。彼らのこのような決定と、国内で生産できる財を輸入すれば、通常は雇用が減少し実質賃金が低下する傾向があるという主張を彼らが論駁したことを、同列に扱えるものではない。それどころか、このような決定は[課税の利益と誇りとでは]相対的にどちらが大事かの判断に基づくものであった。しかもこうした判断は、それがなされた時期や場所においてさえ、どんなにうまくいっても誤りを免れないものなのである。

さらにまた、相対的にどちらが大事かは明らかな停滞の時代であっても急激に変化する。過去60年間、とりわけこの20年間は、根本的な変化に満ちたときであった。ひとはそれぞれの時代においてこうした問題にたいして自力で判断を下さなければならない。そして今ほど、過去の経緯に引きずられずに、自力で判断することが求められている時代はないのである。

(H) 現状への移行。

44. 60年前にイギリスで採用された財政政策の問題に虚心に取り組む人のだれもが、そうした財政政策が当時の状況に完全に適応していればしているほど、当時とは大きく異なった今日の状況には厳密には適応しないことがはっきりすると、強く考えるようになると思われる。たとえ、現在作用している主要な力がすべて当時も作用していたとしても、それらの力の相対的なバランスのうえに大きな変化が生じれば、当時の状況に合うように策定された政策にも大きな変化が求められなければならないし、そう考えるのが正当である。

〔訳注6〕ケアリーや彼の追隨者の議論にたいしてはイギリスの文献ではほとんどなにも反響が見られなかったが、私個人としてはその議論に強い印象を受けたので、アメリカの観点から国内産業と国際貿易の問題を研究するために、私は1875年に合衆国へ渡った。私は、アメリカのシステムがイギリスに適用できることを学ぼうとしていたわけではまったくなく、それがイギリスの状況に適用できるような考え方をなにか含んでいるかもしれないということを学ぶつもりであった。

私は、ケアリーや彼の追隨者たちのような楽観的な経済学者が描く保護政策と現実の保護政策とは、まったく別のものであると確信して帰国した。彼らは、すべての人が、彼らが自分がそうだと思っているのと同じくらい高潔で、自分がそうだと信じ込んでいるのと同じくらい明敏であると想定していたのである。私は、保護政策を始める際の基礎となった計画がどれほど単純なものであっても、保護政策はどうしても複雑なものにされてしまい、保護政策によってその主な援助をうけるのは、そうした援助がなくてもすでに十分やっつけられるほど強力な産業であることに気づいたのである。保護政策は複雑になるほど腐敗し、さらに政治全般をも腐敗させがちであった。全体としてみれば、このような道德上の弊害は、当時のアメリカの発展段階において〔保護政策から〕アメリカの産業が得る可能性があったどんな小さな純利益よりも、はるかに大きなものであると私は考えた。

その後、アメリカやその他の国における政治の推移を観察した結果、こうした確信は強められた。60年前にイギリスが採用した政策は最善のままであるし、また経済上の変化がますます急激になっても、おそらく最善であり続けるだろうと私には思われる。なぜなら、それは方策

〔訳注6〕 以下この節の最後までが、『貨幣信用貿易』p. 219；訳第1分冊295-296ページに、ほとんどそのまま使われている。

ではなく、方策をなにもとらないということだからである。ある状態に対処するために工夫された方策は、そうした状態が変化すればかならず時代遅れになる。関税の操作がいかに科学的に機敏に行なわれようとも、そうした操作によって得られる一連のさまざまな小さな利益よりも、自由貿易のもつ単純さと自然さ——すなわち方策をなにもとらないということ——の方が重要であり続けるであろう。

45. 引き続いて、イギリスが60年前に採用した財政政策の再検討を正当化する論拠を与えていると主張される、変化のいくつかについて考察しよう。大まかに分類すれば、それは次のように言えるだろう。——

- (i) 行政機構における政府の権力の強化と清潔さの向上、そして一般の承認のもとで政府が果たすことが期待され、また実際に果たしている機能の拡大。
- (ii) 合衆国、ドイツ、その他の国々の発展。
- (iii) 新旧双方の国での、工業製品の輸入関税の強化傾向。
- (iv) イギリスの産業上の主導権に影響を与える変化。
- (v) 関税やその他の政府の助成によって育成された、強力な産業集団と結合体の成長。そしてそれらが貿易を操作する力を持つことが懸念を生んでいる。
- (vi) イギリスと他の英語圏の国々との間にいっそう緊密な関係が結ばれる新たな可能性。それは、電信と蒸気による交通の発達からもたらされる。

(1) 政府の権限の拡張とその能率の向上。

46. [訳注7] 60年前のイギリスの経済学者や政治家は政府にたいして不当な不信感を抱いていた、と一般に非難されている。彼らは政府のことをよく知っていたために政府を信頼しなかったのは事実である。だが、彼らが政府を信頼しなかったことがまったくの誤りであったかどうかは確かでない。なるほど、アダム・スミス（Adam Smith）の怒りを招いた時代の政府の状態と比べると、60年前の政府はそれほど腐敗していたわけではなく、また無能でもなかった。スミスは——通常考えられているように——政府の負うべき重要なことがらは多いということを否定したのではなく、こうした多くの重要な義務を政府は効率的に遂行できそうだとすることを否定したのである。だが[1832年に]選挙法が改正された後でさえ、富裕階級の中でもさほど開明的でもなく公正でもない人々が主に政府を支配していた。そして、政府は自らにしかできない焦眉の義務をはなはだ不十分にしか果たせなかったのである。したがって、民間企業や慈善団体がいくらか進めることのできた仕事を政府に取り上げろと試みても、ほとんど無駄だったのである。

[訳注7] 以下47節の最後までが、『貨幣信用貿易』p. 220；訳第1分冊296-297ページに、ほとんどそのまま使われている。

47. その後、速記録、電信、印刷機械の改良がいつそう高い倫理的規範をめざす一般の運動に力を与え、その運動のおかげで議会はますます浄化され、また政府の諸部門はますます活気づけられつつある。そしてイギリスでは、自由貿易の影響を受けて政治権力の金銭的な値打ちが低下したために、こうした傾向はさらに強められた。——だが、もし20年前に公正貿易運動が成功を収めていたならば、自由貿易がもつこのような影響力は幾分かは打ち消されたであろうし、また現在同じように行なわれている関税改革運動が成功を収めるならばそうなるであろう、というのが私の考えである。

48. [訳注8] 他国の経験が教えるところによれば、財政政策を策定する際に利害関係をもつ階級の主張に議会がしたがうような場合には、現在でも危険が存在する。おそらくドイツの例がもっとも強い説得力をもつだろう。というのは、ドイツの官僚は誠実さの点では人後に落ちないといつもみなされているし、帝国議会の「農業派」議員ほど私生活において名誉を重んじる人はおそらくほとんどないからである。しかしそれでも、立法に際して、また自らの影響下にある者の投票をコントロールする際に彼らや特定の有力な製造業者が用いた方法は、おそらく、ドイツの労働者のうちで人生を真剣に考え、強い義務感をもつ人を熱心な社会主義者にしてしまう蓋然性を高める結果を生んだだけだったようだ。この点を考慮することの重要性が、ほとんどのイギリス人の頭から抜け落ちてしまっているように思われる。

49. イギリスの場合も [ドイツの場合と] 同一の危険があるわけではないが、それほどそれと違っているわけでもない。イギリスでは労働組合が他のどの国よりも確固たる力を持っている。そしておそらく、イギリスにとっての最大の危険は、かつて地主階級が権力の地位にいた時代にしたように、労働組合が、より広範な利益を犠牲にして特定の労働者集団の利益を図るためにその力を行使するという気になることであろう。この国の物質的な福利だけでなくいつそう高次の福利を求める人々に課せられる義務のうちで、そうした誘惑に抵抗することほど急を要する義務はない。そして、議会における投票に影響を及ぼしたり公共の報道を統制したりすれば多額の金銭が得られるという意識を再びイギリス政治に持ち込んでしまえば、それはこのような責務を果たす上で最悪の結果となる。

50. さらにいえば、いくつかの点では、政府はこのような困難に取り組む上で以前よりは有利な立場にいるけれども、しかし他方で、今の時代に政府に求められる建設的な仕事の総量は、政府がその仕事を遂行する力よりもおそらくはるかに急速に増大している。これは一つには、人々の生活が以前よりもはるかに広い範囲に及び、また複雑になっているためである。また一つには、われわれの知識や富が増大し公共の義務の水準が高くなったために、その多くに適切に対処するためには政府の権威と力が不可欠な重大な社会的病いや、あるいはただ不快なだけのことでも、われわれがますます黙認しなくなっているためでもある。さらにもう一つには、

[訳注8] 以下50節の最後までが、『貨幣信用貿易』pp. 223-224 ; 訳第1分冊301-302ページに、ほとんどそのまま使われている。

政府の官僚の知性や清潔さが向上したために、アダム・スミスやその時代の追従者であればそうした救済策ならおそらく事態をいっそう悪くするだけだと主張し、そしてそれが正しかったであろう多くの問題についても、政府が介入するという危険をわれわれが一般に厭わなくなったためでもある。このような政府の仕事とともに、特定の階層の労働者や建設業者や製造業者、商人などが帝国政治あるいは地方政治を通じて金銭的利益を得る機会が必然的に開ける。われわれは政府の仕事の多くを継続し、また拡大しさえしなければならない。しかし、これが戦争介入型財政の複雑なシステムに反対するもう一つの理由なのである。このような財政システムのために議会や政府の最良の時間と力の大半が使い果たされてしまい、公共道徳の気風まで損なわれてしまうかもしれないのである。

（J） 合衆国、ドイツ、その他の国々の進歩。

51. [訳注9] 合衆国やドイツ、そしてその他の国々が産業の効率を向上させるにつれてその富が増大した結果、イギリスが特に生産に熟達しているような財すべてについて、これらの国々で消費される量がきわめて大きく増大した。また他方で、イギリスが直接に消費したり産業で使用したりするために役立つ多くの財を、これらの国々も生産できるようになった。したがって、これらの国々の進歩はイギリスの立場を別の点では悪くしたけれども、多くの点で改善している。

いずれにしても、古い国々が、自国の最良の資源の一部をちょうど開発し始めたばかりの国々と同じスピードで成長するとは期待できない。古い国々がもつ最良の鉱物などの資源が枯渇しつつあるとすれば、なおさらそうである。合衆国やドイツと比べてイギリスが相対的に後退したように思われるのは、その大半が前者の国々で重要な資源が最近開発されたことに直接起因している。

52. 合衆国は、温暖な気候のなかで、強い活力をもち非常に機敏な多くの民族が混ざりあって開発した豊かな農業資源と鉱山資源を両方とも有しているという点で、たぐい稀な国である。国の繁栄をもたらす物的資源を挙げれば、主要な食物や繊維素材の生産に従事する労働に豊富な収穫を与える良好な気候と広大な土地であり、また、石炭や水力、鉱物である。気候と石炭を除けば、これらすべての点で合衆国はイギリスとは比較にならないほど恵まれている。しかも、この国のほとんどすべての主要生産部門で、初期段階にあるものについては、一定の効率をもつ労働はイギリスの労働よりもはるかに多くの産出をもたらす。場合によっては二倍を越えることもある。アメリカ人はイギリスの最良のアイデアをほとんどいつでも利用できた。前世紀のはじめ、イギリスが自国の最良の機械が輸出されるのを防ごうと大いに骨を折っていた

[訳注9] 以下54節の最後までが、『貨幣信用貿易』pp. 221-223；訳第1分冊297-300ページに、ほとんどそのまま使われている。

時期に、ヨーロッパの製造業者はそうした機械やその設計図を、分解したりさまざまに偽装したりしてイギリスから密輸しようとした。しかし、より誇り高いアメリカ人は機械が人間の手から取り上げた作業が何であったかを正確に研究し、その後、自力で機械を考案した。しかも、そうして考案された機械のほうがイギリスの機械よりも性能がよいこともあった。したがって、合衆国にとっては外国貿易は必要ではない。[現在の] アメリカの国内取引は、アメリカが独立した頃の西洋世界全体の国内取引よりも大きい。合衆国には保護はたいした害にはなりえなかったし、本当に援助を必要としていた少数の産業にたいして国が与えた援助は、保護政策のために他の面で生じた経済的損失をおそらくほぼ埋め合わせた（しかし道徳上の弊害は別として）であろう。

53. ドイツに関していえば、20節ですでに示したように、近年ドイツが採用した保護政策は、連合王国よりはるかに大きな人口がもつ産業上の強い活力を利用する上では、全体としてみれば、助けとなるよりも妨げとなってきた。石炭と鉄をまとめて考え、ルクセンブルクとロレーヌにある品質は劣るがきわめて豊富な鉄鉱石の鉱床が最近の技術革新によって鉄鋼用に利用できるようになったことを考えれば、ドイツの鉱物資源はイギリスとほぼ同等であるように思われる。しかも、ドイツの農業資源はもちろんイギリスよりはるかに大きいのである。外国との取引に関しても、ドイツの地理的条件はいくつかの点でイギリスに勝っている。大西洋航路までの距離の点ではたしかにドイツの港からの方がイギリスの港からよりも幾分遠いけれども、この点でもいくらかそれを埋め合わせる要素がある。というのは、ドイツの船舶はオランダやベルギー、フランス、イギリスの港のうち便利なところで集荷できるからである。またはるかに重要なのは、西ヨーロッパの財を使えるようにはなっていないながら自分でそうした財をつくるまでにはなっていない東ヨーロッパの広大な地域にたいしては、ほとんどドイツだけが交通の便をもっていることである。さらに、重量の軽い財ならドイツからこうした地域に直通の貨車で安く迅速に輸送できる。近年のドイツの外国貿易の増加については多くのことが言われているが、実際にはその増加の大部分はこうした国々との間で行なわれたものであり、これはどんな財政政策をもってしても到底壊しえない利点に起因するのである。

54. 合衆国と同様ドイツはその力の多くを自国内の、そしてそこでは絶対的な自由貿易を行なう多くの人口に負っている。ドイツの隆盛を遅らせた主な原因の一つは、ドイツの諸国の中で最大にして最強だったプロイセンがまとまった統一体となっておらず、人為的な国境で分断された多数のバラバラな小地域からなっていたことにある。関税同盟は、スイスの前例や、もっと前のフランスの例にしたがったものであり、その当時のイギリスの財政システムにおける改革を除けば、自由貿易に向けた世界史上最も重要な動きであった。関税同盟は、相手の欲求を充足するのと引きかえに自分の欲求をもっともよく満たしてくれる人と各人が取引をするという「単純で」「自然な」傾向を妨げる、人為的な障害を全面的に廃止した。またそれは、プロイセンのある飛び地から別の飛び地へ保税財を移動させる際の面倒を取り除いた。それは

煩わしい検問に終止符を打ち、税関の役人の労働を軽減した。〔訳注10〕要するにその影響は、イギリス帝国の通商連合が及ぼすであろう影響とは主として反対方向にはたらくものであった。もっとも、もしアングロ・サクソングムの通商連合ができたとすれば、それが及ぼすであろう影響とは多くの点で似ているであろう。

（K） 外国関税の圧力はその数とともに強められ、しかもそれ以上の率で強められる。新世界が課す高関税は最終的には旧世界にとってきわめて重い負担となりうる。

55. 第I部で輸入品にたいする関税はだれの負担になるのかを論じた際、そこでの主要な議論の要点は、自国の財に課税されたB国はその財を輸出する別の市場を探し続け、それは課税国Aでその財の価値が上昇し、ほとんどすべての税をA国の消費者が負担するようになるころまで行なわれる、ということであった。仮に、B国の生産者がA国市場で販売するよう特に準備していた場合には、またそれ以外でもいくつか例外的なケースでは、B国の生産者の負担する部分は確かに一時的に大きくなりうる。しかし現実の世界では、B国は課税前のA国市場とほぼ同様の条件をもつ市場をどこか別にすぐみつけるのが普通であろう。そしてそれ以外にも、B国はその資本と労働を国内・国外市場向けの別の生産部門に新たに振り向けるという方策もとれるし、またおそらく課税された産業にすでに投下されている資本と労働の一部を他に転換することさえあるかもしれない。したがってそこでは（ほとんどすべてのA国の輸出品が独占的価値をもっているという例外的なケースを除けば）、A国の消費者がB国財に課せられた税のほとんどすべてを負担するであろうと仮定されている。そしてその負担の大きさを測定するには、（金の国際的配分の変化、すなわち、一般物価の変化を斟酌した後に）A国の港での関税支払い後のB国財の価格の変化を新しい関税が課せられていないA以外の国での価格と比較すればよい。すなわち、B国財にたいするA国の関税は、他国の港におけるB国財の価値にそれほど影響を及ぼさないと想定されているのである。なぜなら、もしA国がB国財の一つに課税しても、B国は、さほどの供給過剰を引き起こさずに、以前より多量のその財をC、D、E等の市場へ送りうるからである。あるいは、B国はこれとは別の財をAやC、D、E等へ送ることもできるのである。

56. しかしながら、仮にA、C、D、E等のすべてがB国財の一つにたいして重い関税を一斉にかけたとすれば、事情は大いに違ってくる。これらの国々がある種の共謀をし、合意によって税を課したか、それともそれぞれが自らの利害の考慮の結果別々の事情で税を課さざるをえ

〔訳注10〕 以下の二つの文については、『貨幣信用貿易』p. 223；訳第1分冊300ページでは、「主として反対方向」(largely in the opposit side) が「幾分反対方向」(partly in the opposit side) に、「アングロ・サクソングム」(Anglo-Saxondom) が「英語を話すすべての国民」(all English-speaking nations) に、また「多くの点で」(in many respects) が「若干の点で」(in some respects) にそれぞれ変えられて使われている。

なくなったにすぎないかは問題ではない。どちらのケースにおいても、B国はその財の輸出を大いに減少させなければならない。さもなければ、関税の大きな部分をB国が負担しなければならない。そうして、もしA、C、D、E等のすべてがB国の輸出品のすべてにたいして重い関税をかけるとすれば、B国がその大きな部分を負担するのはまず確実である。なるほどB国は、自国で消費される物品の生産にその資本と労働の多くを向けられるかもしれない。しかし、B国にも切迫して必要とするいくつかの輸入品があるのも確かであり、それらを得るために輸出をしなければならない。B国財のいくつかが仮に海外で切迫した需要をもつものであれば、以前よりは少量のそれらの財を、しかもそれらの財だけを輸出することによって、B国は輸入したいと思うもののほとんどを手に入れられるであろう。それらの財は稀少性に基づいて海外で高い購買力を持ち、B国は外国の輸入関税のそれほど多くの部分を支払わなくてもよくなるであろう。もっとも、もちろんB国はさまざまな形の妨害を受けたり、不便を被ったりするであろうが。しかしながら、もしB国が海外で独占的価値に近いものをもつような輸出品をもたなければ、B国はますますその注意を国内消費を満たす方向に向けなければならない。そして、B国は自国の輸出品に課せられる外国の関税の負担のかなりの部分が、B国が必要とするあらゆるネットの輸入品の実質費用に入り込むのを甘受しなければならない。(ここでの目的のためには、B国の輸出品の生産に投入される外国の原材料は輸入品とは考えない。またB国がすでに輸出した資本にたいする利子等の支払いから引き出したものも同じである。このような輸入品は、B国の輸出品にたいして海外で課される関税によって影響を受けないとするのである。)

57. イギリスは現状では、その生産に特別の優位さをもつ商品にたいして海外で一般に重い関税が課せられていないとした場合と比べれば、明らかに悪い状態にある。しかし、イギリスと同じ産業の発展段階にある一国がイギリスからの輸入品にたいして関税を課するのであれば、それはイギリスにとってはいつも相対的に小さい重要性しかもたない。二人の商人が利潤があるような交換だとみなす場合にはいつでも、両者が実際に織物や金属といった財を交換することが一般には双方にとって利益となる。しかし、イギリスが(たとえば)ドイツ向けの輸出品をつくるはずの資本と労働をもちいて自国消費用のものをつくり、ドイツもまた同じようにしたとしても、イギリス、ドイツの双方ともそれほどひどい損害を受けはしないであろう。貿易にたいして人為的な障害をおくことは賢明ではないであろうが、その障害のために直ちに生じる影響が過ぎ去ってしまえば、その経済的意味は全体としては小さいであろう。

また、たとえイギリスと同じ産業の発展段階にある国がすべて、イギリスからの輸入品にたいして一斉に関税を課したとしても、イギリスはそれほどひどい損害を受けはしないであろう。[訳注11] この場合、たしかにイギリスは、高度に発展した国以外にはほとんど需要が存在し

[訳注11] 以下この節のはほぼ終わりまでが、『貨幣信用貿易』p. 203; 訳第1分冊275ページに、少し文章を変えて使われている。

ないような精巧な機械や器具を海外の市場で大量に販売できないかもしれない。したがって、イギリスはこうした重要な種類の製造品については、大規模生産の経済をいくらか制限されるであろう。しかしこうした産業のほとんどの分野について、イギリスの国内市場は、単一の企業経営の下で利益が上がるように管理される、きわめて大きな規模の工場がいくつかはやっていけるだけの余地をもっている。したがって、このことによるイギリスの損害は無視できるものではないけれども、それほど大きいものではない。イギリスは人口の稀薄な国に適した生産物により集中するようになるであろう。これは、天然の鉱物や農産物のようにイギリスが必要とするものを手にいれるのに役立つであろう。

58. [訳注12] また近い将来においては、人口の稀薄な国々が工業生産物にたいして一斉に重い輸入関税を課すという差し迫った危険を懸念する必要はない。なぜならこれらの国々のほとんどは依然として資本を差し迫って必要としており、その豊富な資源の開発から資本の多くを引き揚げて、雇用人一人あたり1千ポンドやそれ以上の資本を必要とするような近代的な鉄鋼業やその他の産業の設立にそれを転換する余裕がないからである。この結果、かなり高度に発展した新興国でも、多くの工業生産物については大規模な輸入が長期間行なわれるであろう。また、組織化された産業をまったくもたず、西洋の大多数の生産物にたいして十分に門戸を開放し続けなければならない広大な地域が世界にはなお永く存在するであろう。

しかし、世界の人口は急速に増加している。イギリスがその巨額の国債を累積してからほんの1世紀しかたっていないが、さらに1世紀たたないうちに様相は変化してしまうであろう。そのときには、肥沃な土壌と豊富な鉱床をもちながら、人口も資本もともに十分に供給されないために、必要な工業生産物のほとんどを生産できず、自国で使用できる天然生産物のほとんどをそれなりに利用できないような地域は、きわめて少数の小さい範囲にしか残っていないかもしれない。そのようなときがくれば、[訳注13] 販売できるだけの余剰な天然生産物をもつ国はあらゆる国際的取引において優位に立つ。相互の合意によるかどうかにかかわらず、一斉に行動することによってこれらの国々は堅牢な独占を形成するであろう。そして、これらの国々が人口の稠密な国々が提供できる生産物だけを選んで関税を課すならば、それがいかに過酷なものであっても、後者の国々が主にそれを支払うことになるであろう。私がイギリスの将来について憂慮するのは、近い将来における危険が予見されるためではなく、以上の点を考慮するからである。[訳注14] [つづく]

[訳注12] 以下このパラグラフの終わりまでが、『貨幣信用貿易』pp. 201-202；訳第1分冊273ページに、少し文章を変えて使われている。

[訳注13] 以下このパラグラフの終わりまでが、『貨幣信用貿易』p. 202；訳第1分冊273-274ページに、少し文章を変えて使われている。

[訳注14] 結局、以上翻訳した「覚え書」の30-58節のうち、58, 57, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 44, 46, 47, 51, 52, 53, 54, 48, 49, 50節の全部または一部が、『貨幣信用貿易』pp. 201-203, 213-217, 219-224；訳第1分冊273-275, 288-293, 295-302ページに、その順序で使われている。また32, 33節が、『産業と商業』pp. 761-762；訳第1分冊350-351ページに使われている。